１　調査統計

(1) 学校基本調査

統計法 第2条\_4

この調査は，総務大臣により指定された基幹統計調査である。幼稚園，幼保連携型認定こども園，小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校，大学（短期大学を含む），高等専門学校，専修学校及び各種学校に関する基本的な事項について調査し，学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的とする。

学校基本調査規則

第2条

統計法施行令 第4条

この調査には，以下の調査がある。

ア　学校調査票

５月１日現在の「児童・生徒数」「教員数」「職員数」等について調査し，「政府統計オンライン」で入力することによって報告する。

イ　卒業後の状況調査票(中学校が該当)

５月１日現在の「中学校卒業者の進学，就職などの状況」を調査し，上記の方法によって報告する。

この調査の結果は，以下のように利用されている

・基礎資料として

教育行政上，必要な法規作成のための国会・議会等の参考資料，当面の教育諸問題の検討，学校の設置・廃止等具体的な教育行政施策の検討・策定

・基礎数値として

地方交付税の算定，教職員の給与，教育上必要な諸経費，補助金等の算定

・その他

一般の行政資料，民間企業における資料

(2) 学校教員統計調査

学校教員統計調査規則

第2条

この調査は，総務大臣により指定された基幹統計調査である。幼稚園，幼保連携型認定こども園，小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校，大学，高等専門学校，専修学校及び各種学校における教員を対象に，学校の教員構成並びに教員の個人属性，職務態様及び異動状況等を明らかにし，教員の待遇，現職教育，養成計画等の教員に関する諸施策を検討，立案のための基礎資料を整備することを目的とする。

この調査には，以下の調査がある。

ア　学校調査票

10月１日現在で，調査対象となった学校に籍を置く常勤の本務教員を対象に「性別・年齢別・職名別本務教員数」等について調査し，説明書に従って記入する。

イ　教員個人調査票(調査対象校のみ実施)

10月１日現在で，常勤の本務教員を対象に「性別・年齢・免許状の種類・授業担任状況」等について調査し，説明書に従って記入する。

ウ　教員異動調査票

前年度間に採用，転入，離職した本務教員を対象に「異動の状況・性別・年齢」等について調査し，説明書に従って記入する。

(3) 教職員調査書

　この調査は，４月１日現在で籍を置く教職員等を対象に「学歴・職歴・家族・通勤方法」等について調査し，記入する。

地方公務員法

第14条\_1

第24条\_4

(4) 勤務条件等に関する調査

第１表　年次有給休暇の使用状況(その１)(その２日数別)

第２表　病気休暇の使用状況

第３表　特別休暇の使用状況(１条例)(２規則)

第４表　週休２日制の実施状況

第14表　介護休暇等の使用状況(１介護休暇)(２介護時間)

以上，５つの調査がある。説明書に従って記入する。

(5) その他

学校に依頼される調査には，保健統計調査・学校給食調査・生徒指導に関する調査などがある。

いずれも，目的に合った根拠のある調査をし，プライバシーが漏れないように配慮する。